# 第6回年金記録確認第三者委員会基本部会 会議次第

日時:平成20年3月27日(木)16:15~18:00

場所:フロンティア小石川ビル9階大会議室

### 【議題】

- 1 社会保険事務所における事務処理の促進について(案)
- 2 中央第三者委員会の今後の活動について(案)
- 3 年金記録問題に関する関係閣僚会議について
- 4 その他

### 【配布資料】

- 資料1 第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における 処理の促進について(案)
- 資料2 年金記録問題に関する今後の対応(総務省部分抜粋)
- 資料3 第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における 処理手続き
- 資料4 年金記録問題に関する関係閣僚会議関連資料
- 資料 5 社会保険事務所等における相談体制の強化について
- 資料6 第三者委員会における審議状況等

#### 第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について(案)

平成 20 年 3 月 27 日年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の国民年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、平成20年4月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正(職権訂正後は、申立てを取り下げていただくことにより処理)を開始するよう期待する。

なお、当委員会においては、今後のあっせん事案の集積等を踏まえ、厚生 年金保険を含め上記職権訂正の範囲の拡大について検討する。

記

- 1. 申立内容に対応する確定申告書(控)がある場合。
- 2. 申立内容に対応する家計簿がある場合
- 3. 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金 記録がある場合
- 4. 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間(1回、かつ1年以下で残余の期間は納付済み)であり、かつ納付を認める積極的な事情(配偶者が納付済み等)がある場合

ただし、以下の場合には、上記職権訂正の対象外とする。

- ・ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認 される申立ての場合(未加入期間に対する申立て等)
- ・ 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

平成20年1月24日 年金記録問題に関する 関係閣僚会議

#### 年金記録問題に関する今後の対応(総務省部分抜粋)

### 4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

#### (1) 当面の審議の促進

年金記録確認第三者委員会においては、昨年秋以来、委員を338人から538人へ増員、事務局職員を468人から877人へ増員、審議チームを54チームから118チームに増やすなど体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。

また、更に処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱える都道府県15カ所程度)の一層の体制の強化(審議チームを約50増)に早急に取り組む。

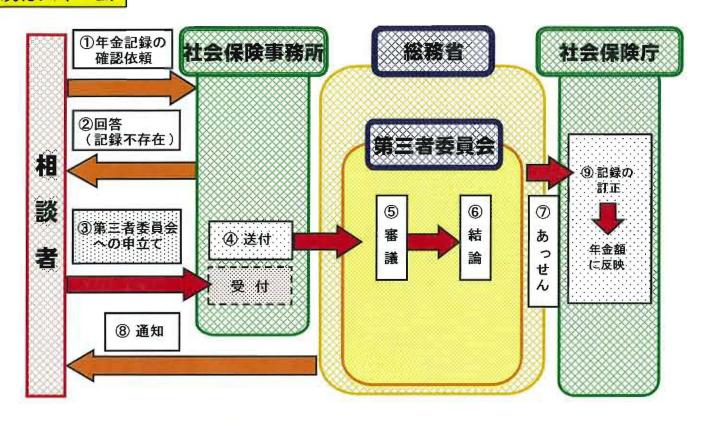
#### (2) 本年4月以降の取組み

上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

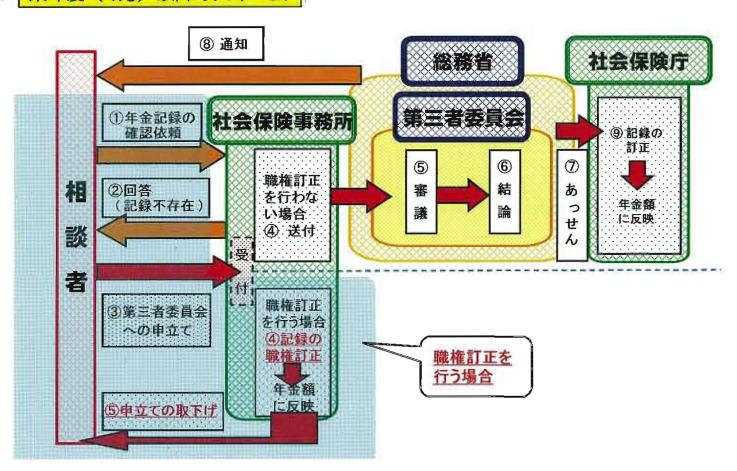
また、本年4月以降に申し立てられる事案については、①第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、②社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、③申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

# 第三者委員会送付前の社会保険事務所における処理促進

# 現行スキーム

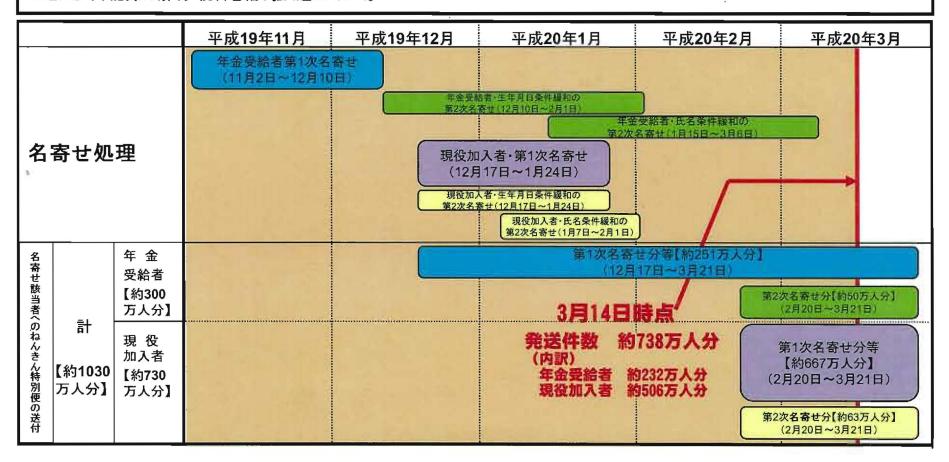


#### 来年度(4月)以降のスキーム



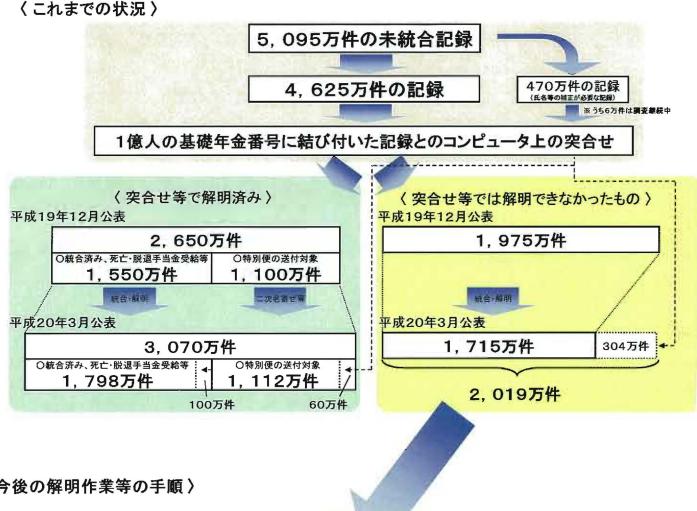
# 「5000万件」の名寄せ及び「ねんきん特別便」送付の進捗状況(3月14日現在) 社会保険庁

- 昨年7月5日に政府・与党連絡協議会でとりまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」においては、本年3月までを目途に、「5000万件」の未統合記録と1億人の年金受給者・現役加入者の方々の記録をコンピュータ上で突き合わせ、その結果記録が結び付く可能性がある方々へ、「ねんきん特別便」をお送りするとされていた。
- 〇「5000万件」の未統合記録と1億人の年金受給者・現役加入者の記録のコンピュータ上での突合せ(名寄せ)は、3月6日に完了。 その結果記録が結び付く可能性がある方々への「ねんきん特別便」の発送は、予定通り、3月21日までに完了する予定。
- 残る記録については、4月以降も、
- ・4月から5月までにすべての年金受給者に、6月から10月までにすべての現役加入者に、「ねんきん特別便」をお送りし、国民お一人 お一人に記録をご確認いただく、
- ・これと並行して、記録の内容に応じた調査・照会等の対策を講じる ことにより、記録の解明・統合を粘り強く進めていく。



# 「未統合記録の全体像」の推移

〈これまでの状況〉



### 〈今後の解明作業等の手順〉

記 録 解 明 からのアプロ

住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定・通知(3~6月)

漢字カナ変換記録の補正による特定・通知(2~7月)

旧姓履歴データによる特定・通知(5~12月)

死亡している受給者の記録による特定(8月)

転記ミスの補正による記録の特定・通知(5月以降順次)

- 〇 4月からの「ねん きん特別便」の送付・ 確認による統合
- 〇 日々の裁定・相談 による統合 (30万件/月1~2月の 実績ベース)

過去の事業所・居住市町村への照会を検討

◇なお本人特定ができない記録の取扱いを検討(例:公示等)〉

お お 人へのアプロ ナ

# 「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」の主なポイント

1 平成19年度に送付する「ねんきん特別便」
〈コンピュータ上の突合せで結び付く可能性のある方(約1,030万人)〉

約1,030万人(約1,200万件)に、3月末までに送付を完了 (昨年7月の政府・与党とりまとめどおり)

より多くの方々に「正しく回答いただくこと」「必ず回答をいただくこと」 「窓口に連絡・相談いただくこと」が重要

訂正あり

相談→記録の調査・確認 →統合→裁定変更(再裁 定) 訂正なし

結び付く可能性が高い記録 がある場合、電話や訪問に よる「入念的な照会」を継続 して実施 回答なし

はがきで督促 (4月下旬)

回答なし

はがきで督促 (6月下旬)

2 平成20年度に送付する「ねんきん特別便」

( ① 4.5月年金受給者(約3,300万人) ②6月~10月現役加入者(約6,200万人) 〉

(① 受給者)

直接送付

(②加入者)

会社勤務の方へは会社経由 自営業、専業主婦の方へは直接送付

より多くの方々から記録確認の上、「必ず回答をいただくこと」が重要

回答なし

回答あり

回答あり

回答なし

・ 老人クラブ、介護・福祉事業 者、民生委員等と連携した回・・・> 答の呼びかけ

- 「受給者特別便連絡協議会」 (仮称)の設置
- はがきで督促

・ 各種経済団体、業所管省庁 記録の調査・ 等と連携した回答の呼びかけ ・ 「加入者特別便連絡協議会」

- 「加入者特別便連絡協議会」 (仮称)の設置
- 事業主の協力を得た回収状況の点検・確認

6 厚生年金旧台帳等の記録(1,430万件・36万件)への対応

○ コンピュータの記録との突合せを行い、記録が結び付く可能性がある方に「記録のお 知らせ」を送付

(補正)

- 5 「今後解明を進める記録等」の解明・統合 (\* 平成19年12月11日公表時:1.975万件)
- 解明作業の進展等を踏まえ、「未統合記録の全体像」について新たな推計を実施(260万件減少)
- ・日々の相談・裁定で逐次統合 ・第2次名寄せにより94万件の 持ち主の可能性のある方を特定

○ 記録の内容 ・ に対応した解 ・ 明作業を実施

- 〇 漢字カナ変換記録150万件について、調査のための補正作業中
- 〇 平成20年度に、記録の解明の取組を集中的・計画的に実施し、順次絞り込みを図る
- ① 住基ネットの活用・お知らせの送付

「基礎年金番号を有していない生存者」「5年以内の死亡者」等の特定

- ② 旧姓履歴データの整備・突合せ・お知らせの送付 基礎年金番号の記録を旧姓に置き換え、コンピュータ上の突合せを実施
- ③ 死亡している受給者の記録との突合せ
- ④ 残った記録について、転記ミスの補正・突合せ・お知らせの送付

- O 過去の事業所・居住市町村へ の照会を検討
- なお本人特定ができない記録 の取扱いを検討(例:公示等)

- 3きめ細かな相談体制の整備
- 〇 身近な地域での対応 :市町村の協力、社会保険労務士の協力、郵便局・農漁協・商工会議所の協力
- 〇 日常的な職域での対応:事業主・労働組合の協力

〇 社会保険事務所による来訪相談体制・巡回相談の拡充

...

- 4 機動的な広報の実施
- 回答の前に社会保険事務所の窓口や電話相談窓口への照会を促す
- 基礎年金番号導入前に旧姓で加入していた方に重点的に注意喚起を行う
- Iへの照会を促す 受け取る年金額が増額となる具体例を示す 点的に注意喚起を行う

#### 7 コンピュータ記録と台帳等の突合せ

- 計画的・効率的に実施することとし、平成20年度は、以下を実施。
- ①優先度の高い「国民年金特殊台帳」の突合せ
- ②「市町村の国民年金の被保険者名簿」の実施方法の検討
- ③規模が大きい「厚生年金の被保険者名簿」のサンプル調査の分析・実施方法等の検討 を進める
- 8 年金記録確認第三者委員会の対応
- 本年3月までに申し立てられた事案については、審議チームの増と一回当たりの処理件 数の増により、概ね1年を目途に処理
- 本年4月以降に申し立てられる事案については、
- ・第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進
- ・申立件数を勘案した一層の体制の強化により処理促進
- \* 平成19年12月に公表した「5千万件」の未統合記録の全体像推計においては、「5千万件」の記録のうち、①死亡判明・脱退手当金支給済み・統合済み等の記録1,550万件、②コンピュータ上の第1次名寄せで結び付く可能性がある 記録1,100万件、③今後解明を進める記録1,975万件、④氏名等補正中の記録470万件(その後補正作業済み)である。

#### Ⅳ. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

#### 8. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

#### (1) 当面の審議の促進

昨年秋以来、委員を 338 人から 538 人へ増員、事務局職員を 468 人から 877 人へ増員、審議チームを 54 チームから 118 チームに増やすなど体制の拡充を行ったところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。

#### (2) 本年 4 月以降の取組

本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることし、本年4月以降に申し立てられる事案については、①第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、②社会保険労務士の協力を得つつ、申立に関する相談・調査の充実、③申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

### 《これまでの実施状況》

○ 年金記録確認第三者委員会の審議状況

社会保険事務所等で受け付けた件数45,600 件第三者委員会に送付された件数30,774 件第三者委員会で処理を終了した件数4,150 件

内訳:年金記録の訂正が必要であるとのあっせん件数 1,832件 年金記録の訂正が不要であるとの決定件数 1,916件 申立てが取り下げられた件数 402件

→ 第三者委員会の処理件数は昨年 7 月から 9 月までの 3 ヵ月間の合計が 213 件であったものの、10 月 281 件、11 月 488 件、12 月 517 件、本年 1 月 730 件、2 月 1,431 件 と処理件数が増加 年金記録確認第三者委員会の体制を拡充する。

委員数

338 人 → 538 人 (3 月 1 日現在)

事務局職員

468人 → 912人 (3月1日現在)

審議チーム 54 チーム → 118 チーム (3 月 1 日現在)

- → 更に処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱え る都道府県等)において、本年4月を目途に一層の体制の 強化(審議チームを 50 以上増)に取組中
- あっせん事例集を整備し、各地方第三者委員会を始め関係方 面に提供する。
- 社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調 査の充実を図る。
  - → 年金記録第三者委員会に関する相談対応を全国社会保 険労務士会連合会に依頼し、具体化に向け検討中(事務マ ニュアル作成中)

#### 《今後の取組》

- 本年3月末までに申立てられた事案については、
  - 審議チームの増と一回当たりの処理件数の増により、概ね 1年を目途に処理する。
- 本年4月以降に申立てられる事案については、
  - ・ これまでのあっせん事案等を踏まえ、第三者委員会送付前 の社会保険事務所段階における処理を促進する。
  - 申立件数を勘案した一層の体制の強化により処理を促進する。

### 相談体制の強化について

平成 20 年 3 月 19 日 年金業務・社会保険庁 監視等委員会 資料

## ① 社会保険事務所等の相談体制の拡充

「ねんきん特別便」の送付の本格化に伴い、相談体制を順次拡充。

- 〇 ねんきん特別便専用コールセンターの最大席数
  - 350席(19.12.17) → 700席(20.1.21) → 1090席(20.2.12) → 1240席(20.3.10)
  - $\rightarrow$  1 3 9 0 席 (20.3.17)
- 〇 社会保険事務所の窓口相談
  - 来訪相談用の臨時相談窓口の設置
  - 社会保険庁 OB、社会保険労務士等に協力を求め、相談窓口に配置
  - ・ 来訪相談の増加、相談後の記録の確認・補正業務に他の部門の職員を弾力的に配置
  - 事務所間の職員の配置の弾力化
- 〇 出張相談等の実施

# ② 社会保険労務士の協力による相談の実施

身近な場所で気軽に相談できるようにするため、社会保険労務士の協力を得て、以下について着手。

- ・ 全国の社会保険労務士事務所及び都道府県社会保険労務士会の年金相談センターで相談を実施
- 協力を得られる市区町村、郵便局、農漁協において、社会保険労務士による相談を実施
- · 各都道府県社会保険労務士会に窓口装置(WM)を貸与
- ・ これらの取組に係る周知・広報

20,425

#### 年金記録相談の特別強化体制の状況

#### 1. 「照会申出書」受付状況

		<3月末>			
(1)	窓口受付・処理状況	件 数 (H18/8/21~ H19/3/30)	訊 合		
全年	相談窓口での記録確認	2,153,815	(100.0%)		
2	8ロ調査により確認済み	2,124,314	(98.6%)		
1	基礎年金番号に収録済み	1,841,332	(85.5%)		
	他の年金手機記号番号で記録あり	180,003	(8.4%)		
	旧姓で記録あり	71,681	(3.3%)		
	その他	31,298	(1.5%)		
H	(会申出書(改めて調査の申出)受付	29,501	(1.4%)		

#### (2)郵送等受付 限会申出書受付(直接受付)

34,673 ※ インターネット等により事前に記録を確認した方で、直接窓口に 照会申出書を提出した方

肥会申出者受付(総合計) 64,174 (100.0%)

数 件 数 4~ 割 合 6415/8/21~ 割 合
(30) H19/8/30)
.151 (100.0%) 3,983,818 (100.0
,057 (93.5%) 3,873,859 (97.2
,420 (80.0%) 3,349,748 (841
,908 (8.4%) 330,860 (8.3
(708 (3.03) 130,279 (3.3
,021 (2.1%) 63,174 (1.6
.094 (6.5%) (09,959 (2.8
1

95,348

15,017

10,615

7月		8月		9月	
件 数 (H19/7/1~ H19/7/28)	割 合	件数 (H19/7/25~ H19/9/1)	和 合	件 数 (H19/9/2~ H19/9/30)	割合
787,175	(100.0%)	652,226	(100.0%)	449,605	(100.0%)
712,417	(90.5%)	602,450	(92 4%)	419,828	(93.4%)
610,080	(77.5%)	519,073	(79.6%)	362,336	(80.6%)
82,985	(8.0%)	51,925	(8.0%)	36,106	(8.0%)
22,946	(2.9%)	20,116	(3.1%)	14,858	(3.3%)
16,406	(2.1%)	11,336	(1.7%)	6,526	(1.5%)
74,758	(9.5%)	49,778	(7.6%)	29,779	(6.6%)

51,641	37,919

126,399	87,697	50,204
---------	--------	--------

#### 2. 処理状況

	回答济	56,999	(88.8%)	(100.0%)
	ご本人中立のとおり記録が確認できたもの	36,364	(56.7%)	(63.8%)
内议	ご本人中立の記録の一部が確認できたもの	3,197	(5.0%)	(5.6%)
	ご本人中立の記録が確認できなかったもの	17,438	(27.2%)	(30.6%)
	照会中文は客査中	7,175	(11.2%)	

<9月末>

(4.5%)

94,935	(51.3%)	(100.0%)
59,149	(31.9%)	(62.3%)
4,791	(2.6%)	(5.0%)
30,995	(16.7%)	(32.6%)
90,217	(48.7%)	

185,152 (100.0%)

#### 1. 「照会申出書」受付状況

(1)	窓口受付・処理状況	件 数 (H18/8/21~ H19/9/30)	割合
年金	相談窓口での記録確認	5,872,826	(100.0%)
38	8口調査により確認済み	5,608,552	(95.5%)
	基礎年金番号に収録済み	4,841,235	(82.4%)
	他の年金手帳記号番号で記録あり	481,676	(8.2%)
	旧姓で記録あり	188,199	(3.2%)
	その他	97,442	(1.7%)
ı M	(会申出書(改めて調査の申出)受付	264,274	(4.5%)

#### (2)郵送等受付 **開会申出書受付(直接受付)**

※ インターネット等により事前に記録を確認した方で、直接窓口に 照会申出書を提出した方

(3)受付総合計 熙会申出警受付(総合計) 449,452 (100.0%)

10)	Ŧ	11 F	3	12,5	} \	<12月	末>
件 数 (H19/}0/I~ H19/I1/2)	割合	件 数 (H19/11/5~ H19/11/30)	訊合	件 数 (H19/12/3~ H19/12/28)	部合	件 数 (H18/8/21~ H19/(2/28)	部合
591,022	(100.0%)	423,068	(100.0%)	422,342	(100.0%)	7,309,256	(100.0%
558,828	(94.2%)	401,956	(95.0%)	398,062	(94.3%)	6,965,396	(95.3%
479,509	(81.1%)	345,411	(81.6%)	336,002	(80.0%)	6,004,157	(82.19
49,540	(8.4%)	36,542	(8.6%)	39,729	(9.4%)	607,487	(8.39
19,834	(3.4%)	14,279	(3.4%)	14,386	(3.4%)	236,698	(3.29
7,945	(1.3%)	5,724	(1.4%)	5,945	(1,4%)	117,056	(1.69
34,194	(5.8%)	21,110	(5.0%)	24,280	(5.7%)	343,656	(4.79
		-					

#### 2. 処理状況

	回答济	253,503	(56.4%)	(100.0%)
	ご木人中立のとおり記録が確認できたもの	126,114	(28.1%)	(49.7%)
改訳	ご本人中立の記録の一部が確認できたもの	10,596	(2.4%)	(4.2%)
R	ご本人中立の記録が確認できなかったもの	116,793	(26.0%)	(46.1%)
Г	既会中又は審査中	195,949	(43.6%)	

405,971	(69.3%)	(100,0%)
177,984	(30,4%)	(43.8%)
16,683	(2.8%)	(4.1%)
211,304	(36.1%)	(52.0%)
179,751	(30,7%)	

# 年金記録確認第三者委員会における審議状況

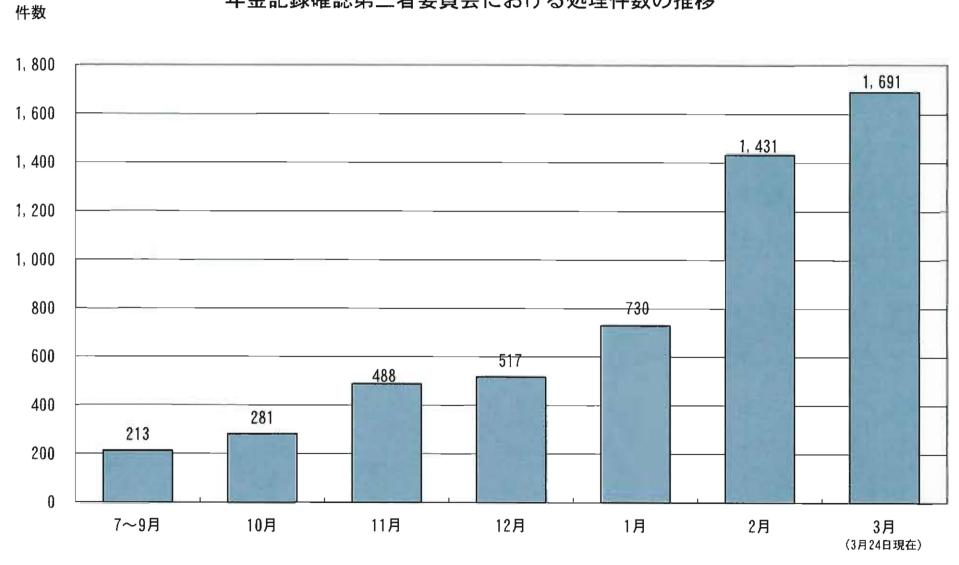
平成 20 年 3 月 24 日現在

社会保険事務所等での受付件数	47,400件
(※ 3月23日現在。社会保険事務所等での受付件 年金審査記録チームからの引継分を含む)	数の他、社会保険庁
(内訳) 厚生年金	18,377件
国民年金	29,023件
第三者委員会への送付件数	32,568件
<ul><li>(※ 3月21日現在。社会保険事務所等での受付件 年金審査記録チームからの引継分を含む)</li></ul>	数の他、社会保険庁
(内訳)厚生年金	12,490件
国民年金	20,078件
審議開始件数	9,303件
(※ 3月21日現在。処理済み件数を含む。)	
(内訳) 厚生年金	3, 162件
国民年金	6, 141件
<u>あっせん件数</u>	2,262件
(内訳)厚生年金	382件
国民年金	1,880件
訂正不要件数	2,640件
(内訳)厚生年金	828件
国民年金	1,812件
申立取下げ件数	449件

※ 取下げを含めた処理済み件数:5,351件(対受付件数:11.29%)

(対送付件数:16.43%)

# 年金記録確認第三者委員会における処理件数の推移



## 年金記録確認第三者委員会の今後の処理見込み

- 1 平成20年3月末までの受付件数の見込み約5万件(平成20年3月11日現在 45,600件)
- 2 平成20年3月末までの処理件数の見込み 約5千件(平成20年3月7日現在 4,150件)
- 3 今後の処理について

(平成20年3月末時点)

申立見込み件数(A)	処理見込み件数(B)	要処理件数(A-B)
50,000件	5,000件	45,000件

## (今後の処理の見込み)

一週当たりの処理件数(a)	審議チーム(b)	処理見込み件数(a×b)
5~6件(×50週)	168チーム	45,000件
※現在週4件	※現在118チーム	